

第5回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議  
協議事項

日時：令和2年5月19日(火)  
11時00分から  
場所：第2特別会議室

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内の状況及び対応等について (資料第1、2号)
- 2 その他

5/15 第 10 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定

## 5月16日以降の長野県としての対応について ～「新しい生活様式」の定着に向けて～

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 現状・基本認識

令和2年5月14日、政府は緊急事態宣言の対象区域を変更し、本県を含む39県の緊急事態宣言を解除した。

本県においては、4月6日から12日までの週は17名、4月13日から19日までの週は23名と一定数の感染者の発生が見られ、クラスターなど感染拡大のリスクを高めるおそれのある事例も発生したが、4月20日から4月26日までの週は14名、4月27日から5月3日までの週は4名、5月4日から10日までの週は5名と、感染状況は比較的落ち着いている。(直近1週間(5月8日から14日まで)の人口10万人当たりの新規感染者数:0.1人)しかし、引き続き緊急事態宣言が発令されている8都道府県においては、減少傾向とはなったものの、かなりの数の新規感染者が発生しており、いまだに県外からの感染リスクは低下していない。

本県では、新規感染者数の減少傾向や、医療提供体制や検査体制の充実に向けた取組が進められていることを踏まえ、基本的には5月5日に定めた対応方針に沿って、「新しい生活様式」への移行の推進に重点を置いた取組に移行することとするが、新型コロナウイルスへの対応が長期間に及ぶことを前提に、過度のゆるみをもたらすことのないよう細心の注意を払いながら、経済活動を感染リスクの低いものから順次再開し、県内経済の再生や県民生活の下支えに向けた取組を進め、感染防止対策と経済の再生を両立させる取組を鋭意進めていくこととする。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、5月16日以降の対策においては、これまでと同様に以下の4点を重点として進めることとする。

- 1 県民の皆様の行動変容を一層強く促すこと
- 2 県外との往来をできる限り抑制すること
- 3 安心できる医療提供体制・検査体制の確立を図ること
- 4 「新しい生活様式」への移行を推進すること

また、これと併せて、県独自に定めた感染警戒レベルにより、県内の各圏域の感染状況を監視し、感染拡大の兆しがあれば、さらに対策の強化を図るなど、県民の生命を守ることを最優先に臨機応変の対応を行う。

## 2 県民の皆様の行動変容を進めるための取組《重点1》

### (1) 外出に関する要請

外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行うよう、県民に呼びかけていく。

また、「三つの密」が生じ、クラスターの発生のおそれのある施設への訪問は避けるよう、要請する。

なお、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくよう、県民に「STAY信州」を呼びかけていく。

〔各部局〕

### (2) 基本的な感染防止策の徹底

発熱等の風邪症状がある場合や、家族に風邪症状がある場合は外出をしないよう県民に呼びかけていくとともに、これまで県民の皆様をお願いしてきた基本的な感染防止策（三つの密を徹底的に避ける、手洗いの励行、人と人との距離の確保など）の徹底を呼びかけていく。

〔危機管理部・健康福祉部〕

### (3) 県民に対する周知

基本的な感染対策や緊急時の対処方法、各種支援策等を紹介するほか、個人で体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

## 3 県外との往来をできる限り抑制するための取組《重点2》

### (1) 県外への移動・往来

5月31日までの期間においては、県民に、できる限り身近な地域に留まるよう「STAY信州」を呼びかける。

特に、特定警戒都道府県への移動、往来については自粛するよう要請する（特措法第24条第9項）。

〔危機管理部・産業労働部・観光部〕

### (2) 特定警戒都道府県との往来自粛、観光・宿泊施設等に対する協力依頼

5月31日までの期間においては、特定警戒都道府県の主要駅等で本県への往来自粛の呼びかけを行うとともに、県境や観光地での啓発、登山口駐車場の閉鎖等を継続して実施する。

また、5月31日までの期間においては、観光・宿泊施設等に対し、感染防止対策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営について検討の協力を依頼する。なお、山小屋については、休業等の検討の協力依頼を継続する。

また、観光・宿泊施設以外のパチンコ店など県外からの来場が生じやすい業種に対しても、特定警戒都道府県からの利用を可能な限り行わせないよう協力を依頼する（法に基づかない措置）。

〔危機管理部・県民文化部・産業労働部・観光部・教育委員会〕

（３）特定警戒都道府県からの来県者に対する 14 日間の外出自粛等の徹底

5 月 31 日までの期間においては、特定警戒都道府県に滞在していた者に対し、その翌日から 14 日間を経過するまで健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないよう呼びかけ、仕事については在宅勤務等による対応を呼びかける。

また、県内の事業所（指定公共機関、指定地方公共機関など、社会機能を維持する上で事業の継続が求められ、かつ、県域をまたいで移動を余儀なくされる業種を除く）に対して、特定警戒都道府県への出張の自粛を改めて呼びかけ、往来した者及び新たに雇用した者（県外に 14 日以内に滞在していた場合）に対しては、14 日間の健康観察を行い、基本的に出勤を控えるよう呼びかける。

〔各部局〕

（４）特定警戒都道府県からの帰省の自粛

5 月 31 日までの期間においては、特定警戒都道府県からの不要不急の帰省は、行わないよう呼びかける。

なお、帰省した場合には、その翌日から 14 日間を経過するまで健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないよう呼びかける。

〔各部局〕

4 安心できる医療提供体制・検査体制を確立するための取組《重点 3》

（１）医療提供体制の確立

県として、300 人規模の患者の受入体制を構築し、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、軽症者を受け入れる宿泊施設稼働のための準備作業を着実に進めるとともに、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。

〔健康福祉部〕

（２）検査体制等の拡充

外来・検査センターを 5 月中に、東北中南信にそれぞれ 1 か所以上設置する。

また、有症状者相談窓口の相談目安について、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある」場合や、「比較的軽い風邪の症状が継続している」場合などと

し、幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握しつつ、防護服やマスクなど必要な資材の確保を図る。

また、人員が不足する医療機関に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築するとともに、介護現場において、感染者が発生した場合に備え、バックアップ体制の整備に向けた協力を介護施設に要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

## 5 「新しい生活様式」への移行を促進するための取組《重点4》

### (1) 感染防止策への協力の要請

#### ○接待を伴う飲食業等に対する施設の使用停止（休業）等の要請

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、5月21日まで施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請を継続する（特措法第24条第9項）。

5月22日以降は、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を要請する（特措法第24条第9項）。

#### ○運営する施設に対する感染防止策の徹底の要請

その他の運営する施設に対しては、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第24条第9項）。

また、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知・徹底を図る。

〔各部署〕

### (2) 「新しい生活様式」の周知

「新しい生活様式」の実践について県民に周知し、定着を促進する。

※「新しい生活様式」の実践例（別添のとおり）

（レジに並ぶときは前後にスペースをとる、公園はすいた時間・場所を選ぶ、公共交通機関は混んでいる時間帯を避けて利用、多人数での会食は避ける等）

〔各部署〕

### (3) 「新型コロナ対策推進宣言の店」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・

商工会議所の経営指導員等)の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。  
〔産業労働部〕

(4) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

「新しい生活様式」に適応した事業形態の転換を促進するため、飲食店や観光・宿泊施設等の感染防止対策の推進や、宅配・テイクアウト等の業態変更、経営の多様化等を支援する。

〔産業労働部・営業局・観光部〕

(5) 「STAY信州」地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進や、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進します。

〔営業局・観光部・農政部〕

(6) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(7) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗名の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を余儀なくされた事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(8) 県立学校、県有施設、県主催イベント等についての取扱い

県立学校は、5月22日まで休業を延長する。ただし、5月16日から5月22日までは、分散登校を行うが授業は行わず、自習などの学習活動等に充てる。また、5月23日から31日までは授業日を設定した分散登校を行う。この間において、感染リスクを可能な限り低減しつつ学びを継続する新たな学びのスタイルを構築する。

〔教育委員会〕

県有施設については、5月31日までの間は、特定警戒都道府県から人を呼び込む施設は休止を継続し、主として県民が使用するための施設については、感染

防止策の徹底を図りながら、再開に向けた取組を行う。

[各部局]

県主催イベント等については、5月31日までの間は、可能なものは延期を検討することとするが、参加者が特定できる県民向けのイベントであって、開催の必要性が高いものについては、感染防止策の徹底を図りながら、実施できるものとする。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等、感染リスクが高いものは実施しない。

また、5月31日までの間は、民間が主催するイベント等についても、全国的なものや大規模なものについて、三つの密が生じ、感染リスクが極めて高い場合には、主催者に中止又は延期を要請する（特措法第24条第9項）。

※イベント開催の目安

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

[各部局]

## 6 その他重要な事項

### (1) 長野県新型コロナウイルス対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ（5月）」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ（6月以降）」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

[産業労働部]

### (2) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、特定警戒都道府県など感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に、人権に配慮した取組を行う。

[県民文化部・各部局]

## 5月16日から5月31日までの間における要請等（県内全域）

### （1）外出・往来について

外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを県民に呼びかけていく。

また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくよう、県民に「STAY信州」を呼びかけていく。

ただし、特定警戒都道府県への移動、往来については自粛するよう要請する（特措法第24条第9項）。

### （2）接待を伴う飲食業等について

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、5月21日まで施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請を継続する（特措法第24条第9項）。

5月22日以降は、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の問取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を要請する（特措法第24条第9項）。

### （3）運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続

その他の運営する施設に対しては、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の問取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第24条第9項）。

また、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知・徹底を図る。

### （4）観光・宿泊施設等について

5月31日までの期間においては、観光・宿泊施設等に対し、感染防止策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼する。
- 特定警戒都道府県に向けた営業活動は行わない。
- 博物館、美術館、観光施設等においては、特定警戒都道府県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。

また、パチンコ店など、特定警戒都道府県からの来場が生じやすい業種に対しては、特定警戒都道府県からの利用を可能な限り行わせないよう協力を依頼する。



(別表)

施設の使用停止（休業）の要請等を行う接待を伴う飲食業等について

種類	施設	要請内容
遊興施設等※1	キャバレー	施設の使用停止(休業)及び催物の開催の停止の要請を継続
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等にあたるもの

※2 接待を伴うものに限る

## (別添)

# 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。



## 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和 2 年 5 月 15 日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

### 2 感染警戒レベルの区分について

#### 【考え方】

- 原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、各段階の判断を行う。
- 下記に掲げるほか、医療供給体制の逼迫のおそれの観点から、直近 1 週間の新規感染者数や感染経路が不明な感染者数、PCR 検査等の陽性率、受け入れ可能病床数及び現在の入院者数等を考慮した上で、全県的に感染警戒レベルを引き上げる可能性がある。
- なお、他都道府県で感染の拡大が生じ、そのために本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合は、その趣旨を踏まえて、圏域の感染警戒レベルにとらわれない対策を行う場合がある。

#### 【感染警戒レベル】

##### 域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態

（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

##### 域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が特定できない者が発生
- ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生

##### 域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2 の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね 3 件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2 件とする）
- ② クラスターが複数発生

#### ※感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染経路が発生してから 14 日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。

### 3 感染警戒レベルに応じた対応策

【Level 1 における対応】：「新しい生活様式」の定着の促進等

【Level 2 における対応】：市町村と連携して圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3 における対応】：県独自の「〇〇広域非常事態宣言」を発令し、不要不急の外出自粛要請のほか、状況に応じて、施設の使用停止（休業）の要請、県立学校、県有施設の休業等を検討



## 新型コロナウイルス感染症患者受入体制について

R2.5.15  
健康福祉部

## 1 基本的方針

- ① 当該医療圏内の医療機関で受け入れる。  
(各医療圏での受入れに当たっては症状に応じて医療機関を設定)
- ② 急な感染拡大や重症患者、妊産婦等配慮が必要とされる患者の受入れ等のため、当該医療圏内では受け入れられない場合は、ブロック内医療圏間で調整する。
- ③ 重篤化した患者（ECMO使用患者）については、全県的な受入れを調整する。
- ④ 病床での受入れに加え、病状が急変する特徴があることから一定期間の入院を経た上で、一定の基準に基づき医療圏ごとに宿泊療養に移行する。
- ⑤ 子育て等家庭の事情がある場合は、自宅療養を例外的に認める。

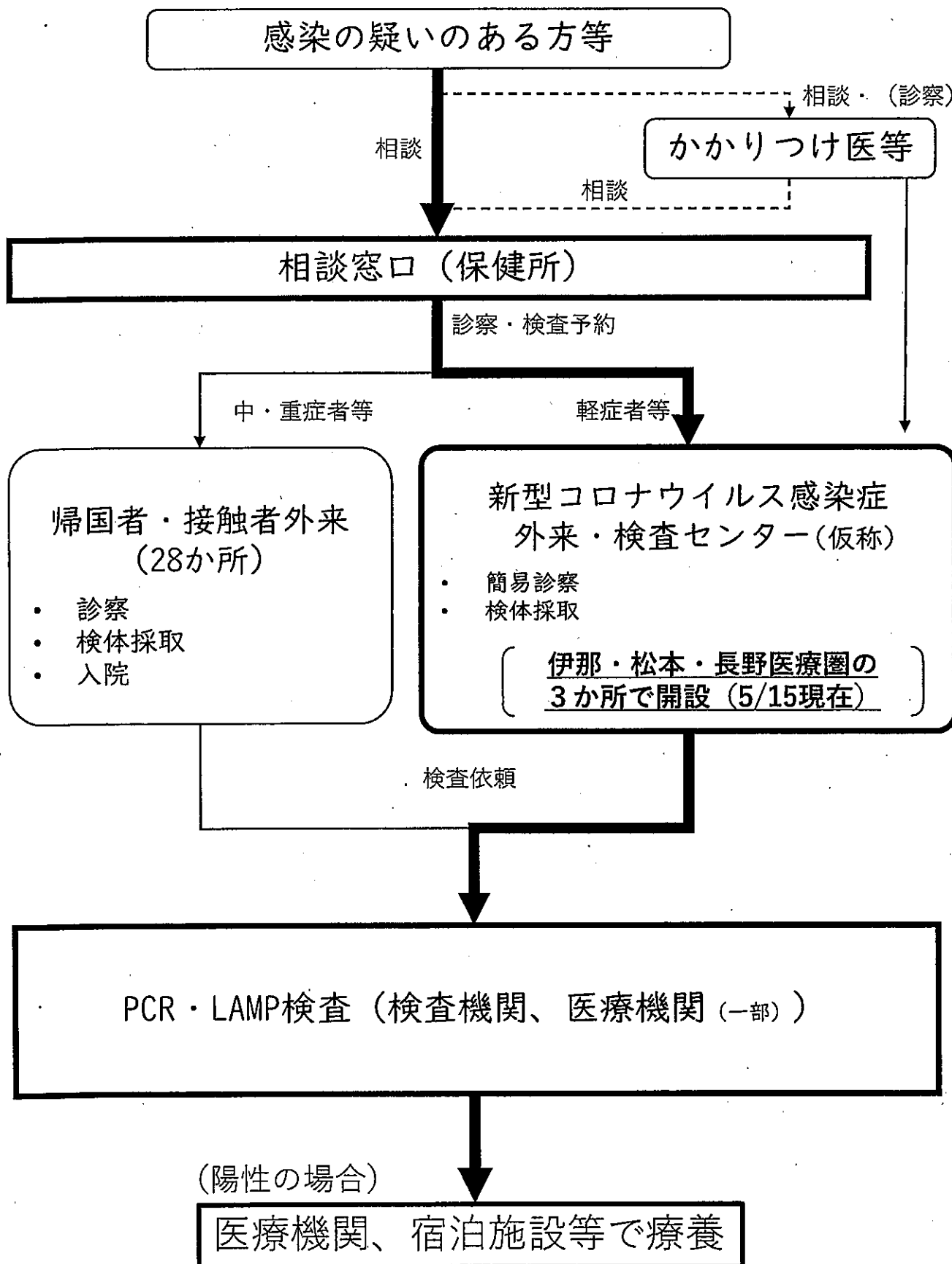
## 2 医療圏と症状別受入病床数（令和2年5月15日現在）

医療圏	重症	中等症・軽症	軽症・無症状 (各医療圏内での受入れが困難となった場合に一時的に受け入れる医療機関)
佐久	33	25	50
上小		13	
諏訪		31	
上伊那		20	
飯伊		15	
木曾		6	
松本		44	
大北		15	
長野		39	
北信		9	
合計		12施設 33床	
	のべ50施設（実41施設） 300床		

※ ECMOは重症33床中8床

# 新型コロナウイルス感染症検査体制

資料5-2



新型コロナウイルス感染症検査体制の強化（案）について

○検査体制の現状（令和2年4月当初）と体制強化後の検査可能検体数

	機関名	検査可能 検体数 (1日あたり)		5月15日現在		体制強化 後の目標
1	環境保全研究所	48		48		1日あたり 300検体 (+212)
2	信州大学医学部 附属病院	20		30		
3	長野市保健所 環境衛生試験所	20		24		
4	県内検査機関	0	⇒	132	⇒	
5	県内医療機関	0		16		
6	県外検査機関 (全国)	0		0		
7	長野・松本 保健福祉事務所	0		0		
	合計	88	⇒	250		



## 新型コロナウイルス感染症についての 相談・受診の目安等について

令和2年5月15日  
保健・疾病対策課

### 【国の相談・受診の目安】

必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるための相談の目安

#### ○旧基準

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上継続
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、上記状態が2日程度継続（妊婦：早めの相談を推奨）

#### ○新基準

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談（該当しない場合の相談も可）

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く  
（妊婦：早めの相談を推奨）
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く  
（症状が4日以上継続する場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤など飲み続けなければならない方も同様）

※小児：小児科医による診察を推奨、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話で相談

（下線部分：拡大、ゴシック：追加）



上記症状までには至らない軽微な症状のみであっても下記に当てはまる場合は、受診紹介及び必要に応じて検査の実施を考慮する。

#### ○接触歴

- ・ 本感染症が疑われる方と接触
- ・ 2週間以内に県外に滞在
- ・ 家族が2週間以内に県外に滞在

#### ○症状

- ・ 嗅覚・味覚障害  
+  
続くかぜ症状

#### ○業種

- ・ 医療従事者
- ・ 介護従事者 等

## 新型コロナウイルス感染症に係る県内産業の状況

産業労働部

## 1 経済概況

## 《県内》

- 日本銀行松本支店『長野県の金融経済動向』R2.5.12

長野県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、厳しさを増している。(R2.5～)

- 長野財務事務所『最近の県内経済情勢』R2.4.27)

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にある。(R2.4～)

## 《全国》

- 内閣府『月例経済報告 R2.4月』R2.4.23

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。(R2.4～)

## 2 県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業

- 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金等の申請状況(R2.5.7から申請受付)

7,967件(R2.5.14現在 速報値)

## 【備考】

・5月14日から支払い(振込)開始

## 3 経営相談等(国、県、経済団体等 47か所)

- 長野県『経営・雇用に関する相談窓口(R2.1.30～)』県及び地域振興局に11箇所

344件(R2.5.11現在)

## 【内容別】

・金融関係:215件  
 ・雇用関係:35件  
 ・その他 :78件

## 【業種別(多い順)】

・飲食業:66件  
 ・宿泊業:23件  
 ・製造業:16件

## 【エリア別(多い順)】

・長野:29件  
 ・松本:26件  
 ・佐久:20件

※「よろず支援拠点」相談窓口を県内5か所に拡充(R2.4.24)

- 長野県信用保証協会『経営相談窓口』

4,735件(R2.4.30現在)

## 【備考】

・飲食、小売業の相談が大半を占めているが、製造業、卸売業の相談も増加傾向にある。エリアでは、松本地区の相談件数が多い。

- 日本政策金融公庫『新型コロナウイルス感染症特別貸付(R2.3.17～)』

申込件数:872件 決定件数:567件 (R2.1.29～R2.3.31累計)

※国民生活・農林水産・中小企業の各事業の計

## 【備考】

・飲食店、ホテル旅館からの申込が依然として多い。権堂での感染確認や休業要請の実施に伴い、申込件数が増加。

## 4 労働相談

- 長野労働局『特別労働相談窓口』県内労働基準監督署等:県下21箇所に設置

件数:7,110件 相談内容:延べ7,529件 (R2.4.27現在速報値)

## 【内容別】

・雇用調整助成金:5,154件  
 ・保護者の休暇取得支援(助成金):458件  
 ・休業:849件 等

## 【業種別(多い順)】

・製造業:1,511件  
 ・飲食業: 940件  
 ・宿泊業: 825件

## 【相談者別(多い順)】

・事業主:5,288件  
 ・社会保険労務士:752件  
 ・労働者:669件

【参考:長野労働局『最近の雇用情勢(令和2年3月分)』R2.4.28公表】

・有効求人倍率:1.39倍(全国19位) ・完全失業率 :1.7%(R1.10～12月期の推計値)



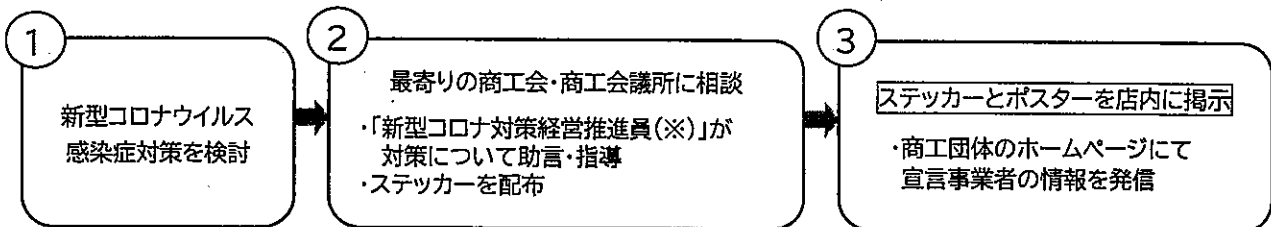


～ “新しい生活様式” に合わせた営業スタイルの促進～  
**「新型コロナ対策推進宣言の店」がスタートします**

県内の経済活動の再開・需要喚起を図るため、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」がスタートします。

長野県と経済団体は「コロナ対策経営推進員」による助言及びステッカーの配布を行うなど、県民の皆様が安心して利用や買い物等ができる環境づくりを支援してまいります。

## ◆ 事業者の宣言までの流れ



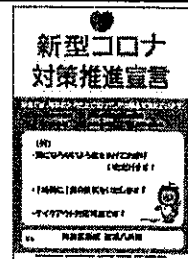
※商工会・商工会議所の経営指導員等

## ◆ 宣言の内容(取組事例)

- ・ 対人距離の確保 ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用 ・ 施設の換気や消毒
- ・ 国や関係団体が定めるガイドライン等に基づき必要と判断される項目



ステッカー



ポスター

## ◆ 推進組織

(一社)長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、(一社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県

## ◆ ステッカー・ポスターのダウンロードは以下の URL から。

また、近日中にお近くの商工会・商工会議所でも配布を始めます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona\\_taisakusengen.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html)

(ホーム > 長野県の組織一覧 > 創業・サービス産業振興室 > 新型コロナウイルス対策推進宣言について)



HPはこちら

— 長野県から事業者の皆さまへお願い —

ハッシュタグをつけて、掲示したポスターや取組状況の写真をSNSへ投稿してください。  
 安心して利用や買い物等ができる環境を一緒に広げていきましょう！



「#ながのコロナ対策の店」



**ONE NAGANO**

みんなでひとつに がんぼろう信州

Work together to support our neighbor

産業労働部 産業立地・経営支援課

創業・サービス産業振興室 創業支援係

(室長) 丸山 祐子 (担当) 丸山 一博、田中 亮介

電話：026-232-0111 (代表) 内線 2964

026-235-7194 (直通)

FAX：026-235-7496

E-mail [service@pref.nagano.lg.jp](mailto:service@pref.nagano.lg.jp)

(参考) 実寸大 (縦 15 cm、横 15 cm)





## 「県・市町村連携 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等」 の申請受付期間を延長します

緊急事態措置等による休業要請等(4月23日～5月6日)に伴う「県・市町村連携 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・支援金」について、協力いただいた多くの事業者の申請機会を確保するため受付期間を延長します。

### 1 延長受付期間

令和2年5月7日(木)～**6月1日(月)**(当日消印有効)

※当初受付期間は、5月22日(金)(当日消印有効)まで

### 2 協力金・支援金の概要

#### (1) 対象者

協力金	県からの要請に協力して、県内の遊興施設等、運動・遊戯施設等、劇場等の使用停止(休業)を行った事業者
	県からの要請に協力して、県内で20時以降営業している食事提供施設の営業時間の短縮(又は休業)と酒類の提供時間の制限を行った事業者
支援金	県からの検討要請に協力して、観光目的に利用する集会、展示施設、観光・宿泊施設等を有し、当該施設の休業(以下「休業」という。)を行った事業者

(2) 支給額 1事業者当たり 30万円

(3) 申請書類 ①協力金等支給申請書兼口座振込依頼書、②緊急措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類、③休業の状況がわかる書類、④通帳の写し、⑤その他(施設に応じて別途求める書類)  
※詳細は要項を確認してください。

(4) 提出方法 以下の宛先まで郵送(簡易書留等)により提出  
〒380-8570(住所表記不要)長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁「新型コロナウイルス拡大防止協力金等」受付担当

### 3 申請書等の様式、申請受付要項の取得方法

以下の長野県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19kyoryoku.html>

### 4 お問い合わせ先

- 協力金等の申請に関すること「新型コロナウイルス拡大防止協力金等」受付担当  
電話番号 026-235-7382  
受付時間 午前9時から午後5時(土、日、祝日も開設)

# ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉  
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

産業労働部産業政策課企画担当  
(課長) 宮島 克夫(担当) 塩原 昭夫  
電話 026-235-7191(直通)  
026-232-0111(代表) 内線 2912  
FAX 026-235-7496  
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp



## 「新しい生活様式」でがんばる地元の飲食店を応援しよう！ テイクアウト信州 キャンペーンを開始します

長野県では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、テイクアウトやデリバリーなどで営業活動を展開している飲食・サービス業等を応援するキャンペーンを展開し、「新しい生活様式」の一環であるテイクアウトやデリバリーの活用を推進します。

### テイクアウト信州 ～県内各地のテイクアウト情報まとめページ開設～

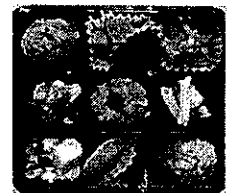
<https://www.pref.nagano.lg.jp/eigyotakeoutshinshu.html>

- 55件のサイトリンクを掲載しています（令和2年5月8日時点）

※未掲載のサイトについても随時追加していきます

（個店のサイトは対象外となります）

- みなさんも是非、本サイトをご活用ください！



### #テイクアウト信州 食べてみよう 長野県魅力発信ブログとしあわせ信州SNSでも発信中

- 長野県魅力発信ブログ（<https://blog.nagano-ken.jp/>）に「テイクアウト信州」の新カテゴリーを設け、職員等が利用したレポートを随時掲載し、ご紹介していきます。
- しあわせ信州の各SNS（インスタグラム、ツイッター、フェイスブック）でも、応援の輪を広げるため、魅力発信ブログと同様の記事をハッシュタグ『#テイクアウト信州』で発信していくほか、一般の方々の投稿などもシェアし、連携して新たな分野にチャレンジする飲食・サービス業のみなさんを応援していきます。みなさんも、ハッシュタグ『#テイクアウト信州』をつけてSNSにご投稿ください！

# ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉  
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう！

産業労働部営業局メディア・ブランド発信担当

（次長）合津 俊雄 （担当）原 広野

電話：026-235-7249（直通）

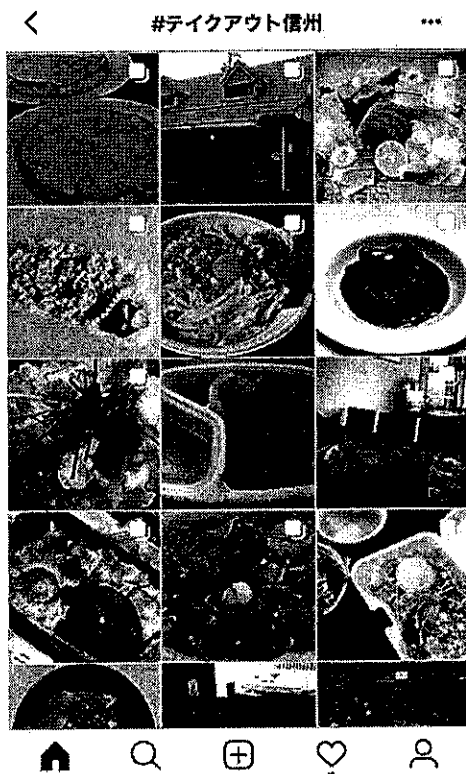
026-232-0111（代表）内線3966

FAX：026-235-7496

E-mail [brand@pref.nagano.lg.jp](mailto:brand@pref.nagano.lg.jp)



本県テイクアウトサイト一覧 (5/14現在)			
	市町村	名称	掲載数
県内全域		信州おすすめテイクアウト店	283
		信州おすすめテイクアウト店 (Facebook)	不明
		スマイルナビ信州	259
		Save Restaurants!! Take Out Map 長野版	113
		#信州エール飯 (Facebook)	25
佐久地域	全域	#39bento project (集まれ! 佐久のテイクアウト店) (Facebook)	79
		軽井沢テイクアウトBox	104
		お家でお店の味を♪テイクアウトグルメ特集	37
		佐久平テイクアウト	50
		「Let's テイクアウト」お店の味をお持ち帰り	244
	佐久市	出前・お持ち帰り情報in小諸	33
	小諸市	小諸もろもろマップ	50
	軽井沢町	軽井沢銀座商店会テイクアウト	11
	立科町	立科町のテイクアウト & デリバリー	19
	佐久穂町	美味しく食べてお店を支援! 「さくほのうまいもんテイクアウト」 佐久穂ライフスタイル研究所 お店のテイクアウト情報	14
上田地域	上田市	もっテイク上田	189
	東御市	上田テイクアウト & 出前マップ	111
	長和町	とうみテイクアウト (お持ち帰り) 情報	9
	茅野市	おうちでながわメシ	8
諏訪地域	全域	諏訪テイクアウトマップ	218
		諏訪まちごはん	18
	岡谷市	【おうちでハヶ岳】ハヶ岳のテイクアウト情報 長野編	13
	茅野市	新型コロナに負けるな "おいしい岡谷"1店1品 (逸品) テイクアウトプロジェクト	16
	下諏訪町	飲食店テイクアウト情報まとめ	-
		新型コロナウィルスに負けるな! ~飲食店応援企画~	52
		いーな-イーツ (Facebook)	191
上伊那地域	伊那市	保存版! 上伊那地域でテイクアウトできるお店まとめ	191
	駒ヶ根市	新型コロナウィルス特設ページ	92
	辰野町	伊那市のテイクアウト取り扱い店舗一覧	50
	箕輪町	駒ヶ根エール飯プロジェクト	60
	飯島町	コロナに負けるな! 辰野町飲食店宅配・テイクアウトスタンプラリー実施	15
	宮田村	みのわ 町デリ	46
	飯島町	【飲食店応援】飯島町テイクアウト情報	15
南信州地域	宮田村	新型コロナウィルス感染拡大防止のため 村内の飲食店のテイクアウトを利用しましょう!	16
	全域	飯田下伊那テイクアウト速報	25
	飯田市	今こそ助け合い 飯田テイクアウトお店情報	119
	松川町	テイクアウト情報	21
	高森町	町内飲食店等のテイクアウト販売情報	22
木曾地域	豊丘村	食べて応援! 村内飲食店等のテイクアウト販売情報	12
	木曾町	木曾町でテイクアウトできるお店まとめ	21
	木曾町	木曾エール飯	37
松本地域	全域	ウチメシまつもと	342
		城町バルTOGO	152
	松本市	城町バルTOGO タクシーデリバリー	25
		グルタク グルメタクシーサービス	8
		#松本エール飯	54
	塩尻市	#テイクアウト塩尻	102
		おうちでシリめし	47
	安曇野市	TO GO AZUMINO	52
		安曇野の良さを伝え隊 (Facebook)	62
	朝日村	【テイクアウト・宅配情報】 朝日村内飲食店でテイクアウトしませんか。	7
北アルプス地域	全域	#北アルプステイクアウト	30
	大町市	北アルプス周辺地域のテイクアウトOKマップ	90
長野地域	大町市	おうちで信濃大町	30
	長野・北信地域	テイクアウトグルメ長野	30
	長野市	#うちで過ごそう 長野市テイクアウトができる飲食店	141
		フレフレナガン - STAY HOME NAGAN	168
		まつしる お持ち帰り・お届け・出張サービスのお店	32
		いけいけすざか 須坂	51
		すざかっテイク2020	51
	千曲市	うちめし千曲	50
	小布施町	小布施日和	14
		おぶせ、ごはん	26
北信地域	飯山市	飯山市公式サイト (飯山市飲食店テイクアウト・配達店舗のご紹介)	34
	中野市	#おごっそテイクアウト	30
	山ノ内町	うちで食べようやまのうち	5
	木島平村	木島平村テイクアウト店舗情報	10
計 (重複有)			4688



皆さんもテイクアウトを活用し、  
「#テイクアウト信州」  
をつけて、ご投稿ください!



しあわせ信州

資料 8

長野県（観光部）プレスリリース 令和2年(2020年)5月15日

## 「STAY信州」地域支えあいキャンペーン 観光事業者の営業再開の取組を支援します

新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、昨年の東日本台風災害や昨シーズンの記録的な雪不足により観光客の減少に伴い、観光産業は未曾有の危機的状況に陥っています。

このため、県民と一体となって宿泊施設や観光事業者等の経営を下支えするとともに、地域内のお客様から営業を再開するに当たっての取組を支援します。

### 1 取組内容

#### (1) 地域支えあいによる観光客の受入れ支援

ア 概要 地域の観光関係者が協働して行う県内限定の観光客受入再開に向けた取組みや新たな生活様式に合ったサービス提供の取組に対する補助（「ふっこう割」の活用も含む）

イ 対象 観光推進団体、旅館組合、商工団体

対象となる実施主体の規模は地区以上広域以下

①域内移動推進、②感染症との共存に向けた取組のいずれかに該当するもの

ウ 事業費 102,910千円（うち「ふっこう割」繰越未執行分 38,042千円を含む）

#### (2) 宿泊延期促進クーポン券の発行

ア 概要 県域をまたいだ宿泊客に対する宿泊延期を促すため、県外客の宿泊予約をキャンセル又は先送りした場合、後日当該施設で利用できる割引クーポンを発行し当該割引分を補助

イ 対象 以下の要件を満たす宿泊事業者（主にビジネス利用の施設を除く）

① 「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金」の支給決定を受ける予定の者

② 県外客に対する令和2年5月16日～5月31日分の宿泊予約をキャンセル又は先送りした者（4/23以降にキャンセル又は先送りした宿泊予約分が対象）

ウ 利用期間 収束時期等の状況を踏まえて別途周知

エ 事業費 35,132千円

### 2 事業主体 長野県、（一社）長野県観光機構

### 3 その他 取組の詳細や具体的な申請方法は別途ご案内します。



がんばろ  
信州！

～あなたの旅で、長野を元気に～

ONE NAGANO

長野県観光機構  
Nagano Prefecture Tourism Organization

みんなの心をつなぐ がんばろう信州  
Nagano, together is never the ending

観光部 観光誘客課

（課長）大槻 覚 （担当）南雲 康弘

電話：026-235-7253（直通）

ファクシミリ：026-235-7257

E-mail：kankoshin@pref.nagano.lg.jp



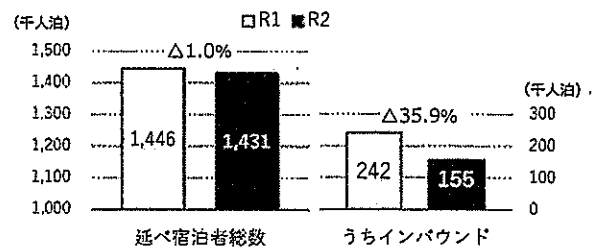
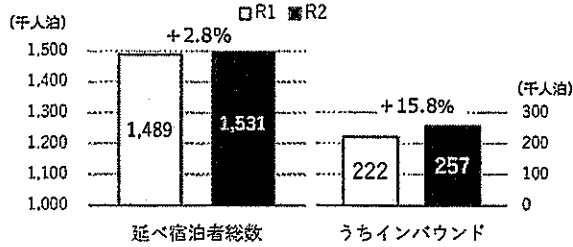
# 新型コロナウイルス感染症による県内観光地への影響と今後の対応

観光部

東日本台風や記録的な雪不足の影響を受けつつも、観光誘客は回復傾向

宿泊者数比較【1月】：ふっこう割等の事業により回復傾向

【2月】：中国からの団体旅行が止まりインバウンドが減少



【出典：観光庁 宿泊旅行統計 月別調査結果】

観光復興に向けて本格的に取り組もうとしていた矢先…

## 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により 観光・宿泊業に大きな影響

- 4/16～ 緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大
- 4/21～ 県内事業者に対して営業自粛の検討を依頼
- 4/25～ 「信州の観光はお休み中」キャンペーン

【参考】GWにおける主な観光地の延利用者数は前年比 9割以上減少

- ・北陸新幹線の利用状況は前年比 4% (4/24～5/6、JR東日本)
- ・主な観光地は閑散とした状況 (旧軽井沢、松本城、善光寺、諏訪湖等)
- ・高速道路の入込減少
- ・入山者は前年比で 8～9割減少

## 新型コロナウイルスの感染症フェーズに合わせて効果的な観光誘客施策を展開

感染拡大期～蔓延期

小康期

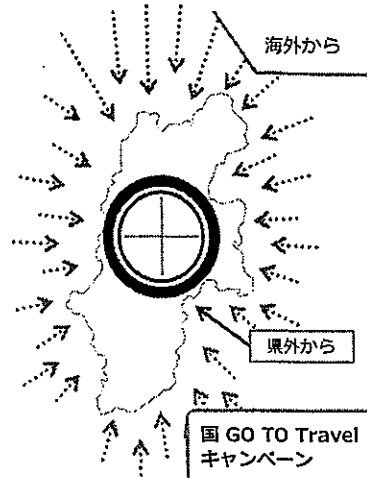
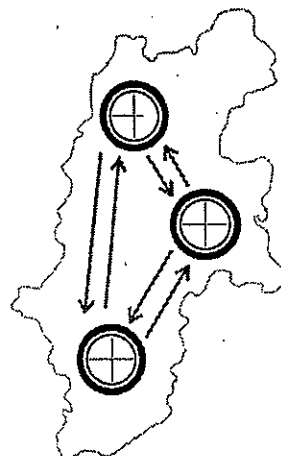
収束期

終息期

各地域ごとに助け合いによる  
宿泊を伴う取組を展開

県内の移動に限定して、県民による「旅行で応援」運動を展開

国内外から誘客をスタート



# 「STAY信州」地域支えあいキャンペーン 観光事業者の営業再開に向けた支援について

観光部

新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、昨年の中日本台風災害や昨シーズンの記録的な雪不足による観光客の減少に伴い、観光産業は未曾有の危機的状況に陥っています。

このため、観光振興緊急対策事業及び「ふっこう割」を活用し、県民と一体となって宿泊施設や観光事業者等の経営を下支えするとともに、地域内のお客様から営業を再開するに当たっての取組みを支援します。

## 事業内容

### 1 地域支えあい観光緊急事業

#### (1) 概要

地域の観光関係者が協働して行う県内限定の観光客受入再開に向けた取組みや新たな生活様式に合ったサービス提供の取組に対する補助。

宿泊料金の割引を実施する場合、令和元年度「ふっこう割」の未執行繰越分も活用。

(2) 予算額 102,910千円（ふっこう割繰越未執行 38,042千円を含む）

### 2 宿泊延期促進クーポン券発行事業

#### (1) 概要

県域をまたいだ宿泊客に対する宿泊延期を促すため、県外客（特定警戒地域）の宿泊予約をキャンセル又は先送りした場合、後日当該施設で利用できる割引クーポンを発行し、当該割引分を補助。

割引クーポンの発行により、収束後の宿泊需要も確保。

(2) 予算額 35,132千円

【参考】「観光振興緊急対策事業」（令和2年度当初予算 予算額 100,000千円）

#### 1 趣旨

東日本台風災害、気候変動による雪不足、新型コロナウイルスの影響による宿泊キャンセルの早急なりカバリーと観光需要を喚起するため、「ONE NAGANO」を合言葉に関係者が連携して即効性のある取組を展開

#### 2 事業内容

##### (1) 地域協働事業

地域DMOや広域的な観光団体のエリア内で実施される地域の課題に応じた事業への助成

##### (2) インバウンド宿泊助成事業

訪日外国人旅行者を対象とした宿泊助成

##### (3) プロモーション事業

交通事業者、旅行会社と県、県観光機構が協働してプロモーション

～「STAY 信州」地域支えあいキャンペーン～  
**地域支え合い観光緊急事業(観光振興地域協働事業)の支援を  
希望する団体、事業者を募集します**

新型コロナウイルスの感染拡大等により深刻な影響が出ている観光産業の経営を下支えするため、地域の関係者が協働して行う県内限定の観光客受入再開に向けた早期対策の取組や、新たな生活様式に合ったサービス提供の取組を支援します。

**1 支援対象者**

- (1) 日本版DMOおよび日本版DMO候補の登録を受けた観光地域づくり法人
- (2) 観光協会、観光連盟
- (3) 旅館組合
- (4) 商工団体
- (5) その他観光推進団体(任意団体を含む)

**2 支援対象事業**

観光業に携わる上記団体と(一社)長野県観光機構が協働して企画・実施する次の事業に対し支援金を交付します。

- (1) 感染症対策や雇用の維持など観光事業者の経営継続に資する早期の取組  
例:異業種間の人材マッチング促進、感染症対策セミナー開催
- (2) 観光需要の早期喚起を目的とした取組  
例:地域内商品券等の発行、地域住民向けツアー企画実施
- (3) 新業態(ニューノーマル)を見据えた観光コンテンツ開発や新市場の開拓を目的とした取組  
例:ウィズコロナ時代の観光ニーズ(デジタルの活用等)に対応した観光コンテンツの開発

**3 補助率** 事業費の10分の9以内

**4 支援金額等** 1事業当たり 上限500万円

**5 エントリー期間**

令和2年5月15日(金)から令和2年7月31日(金)まで

※ただし、随時交付決定を行うため、予算の上限に達した段階で締め切ります。

**6 事業の詳細、申請方法等**

事業の内容や申請手順については、以下のURL(一般社団法人長野県観光機構ホームページ)でご確認をお願いします。

<https://www.nagano-tabi.net/sc/kyokai/r2kyodo.html>

**7 お問い合わせ窓口**

一般社団法人長野県観光機構 エリアプロデュース部(金子、松本)

TEL:026-217-7205 / FAX:026-217-7331

※エリアごとに担当を決めていますので詳しくは上記URLをご覧ください。

(一社)長野県観光機構エリアプロデュース部

(部長)金子 孝明 (担当)松本 翔

電話:026-217-7205(直通)

FAX:026-217-7331

E-mail dmo@nagano-tabi.net

観光部観光誘客課 観光誘客戦略担当

(課長)大槻 寛 (担当)赤羽久美子

電話:026-235-7254(直通)

026-232-0111(内線 3550)

FAX:026-235-7257

E-mail kankoshin@pref.nagano.lg.jp

～「STAY信州」地域支えあいキャンペーン～

## 5月16日から5月31日までの宿泊分を対象に 宿泊延期促進クーポン券を発行します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県外からの宿泊客に対して宿泊予約のキャンセル又は先送り（以下「キャンセル等」という）を依頼いただいた宿泊事業者にクーポン券を発行します。

### 1 クーポン券の内容

- (1) 県外からの宿泊客の予約をキャンセル等した場合、1人1泊当たり3,000円分の宿泊クーポン券を宿泊事業者を通じて県外宿泊客に対して送付（施設ごとの上限は以下のとおり）  
定員20名以下：40枚、21名以上50名以下：80枚、51名以上：120枚
- (2) キャンセル等の対象宿泊期間は5月16日（土）から5月31日（日）までの宿泊分
- (3) 4月23日以降、対象宿泊期間のキャンセル等を行ったものなら申請可能  
ただし、5月15日を起点として行ったキャンセル等の対象地域は以下のとおり  
(ア) 5月15日以前に行ったキャンセル等は全ての県外客  
(イ) 5月16日以降に行ったキャンセル等は特定警戒都道府県のみ
- (4) 利用期間は特定警戒都道府県解除後、別途お知らせする日から令和3年1月31日まで

### 2 対象となる事業者（次のいずれも満たす必要があります）

- (1) 県内に営業所のある旅館業法の許可事業者（風営法第2条第6項に規定する事業者を除く）  
※令和2年4月22日以前に開業しており営業の実態がある事業者
- (2) 長野県が行う「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金」の支給決定を受けた（見込みを含む）事業者

### 3 クーポン券の申請について

- (1) 申請方法 郵送のみ
- (2) 申請期間 5月20日（水）から6月19日（金）まで 消印有効
- (3) 申請先 （一社）長野県観光機構 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内
- (4) 申請書類 (ア) 申請書  
(イ) 宿泊予約延期・キャンセル数を証明する書類

4 その他 詳細は別添の「宿泊延期促進クーポン券のご案内」をご参照ください

5 お問い合わせ窓口 （一社）長野県観光機構 販路・市場開拓部

TEL 026-234-7219 FAX 026-232-3233

長野県観光部 観光誘客課  
（課長）大槻 覚 （担当）湯本 茂樹  
電 話：026-235-7253（直通）  
FAX：026-235-7257  
E-mail：kankoshin@pref.nagano.lg.jp

一般社団法人長野県観光機構 販路・市場開拓部  
（特命部長）原 弘文 （担当）丸山 澄夫  
電 話：026-234-7219  
FAX：026-232-3233  
E-mail：yukyaku@nagano-tabi.net



しあわせ信州

# 宿泊延期促進クーポン券のご案内



新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県外からの宿泊客に対して宿泊予約をキャンセル又は先送り（以下「キャンセル等」という）を依頼いただいた宿泊事業者にクーポン券を発行します。

## クーポン券の内容

- 県外からの宿泊客の予約をキャンセル等した場合、1人1泊当たり3,000円分の宿泊クーポン券を宿泊事業者を通じて県外宿泊客に対して送付（施設ごとの上限は定員数に応じて以下の表のとおり）

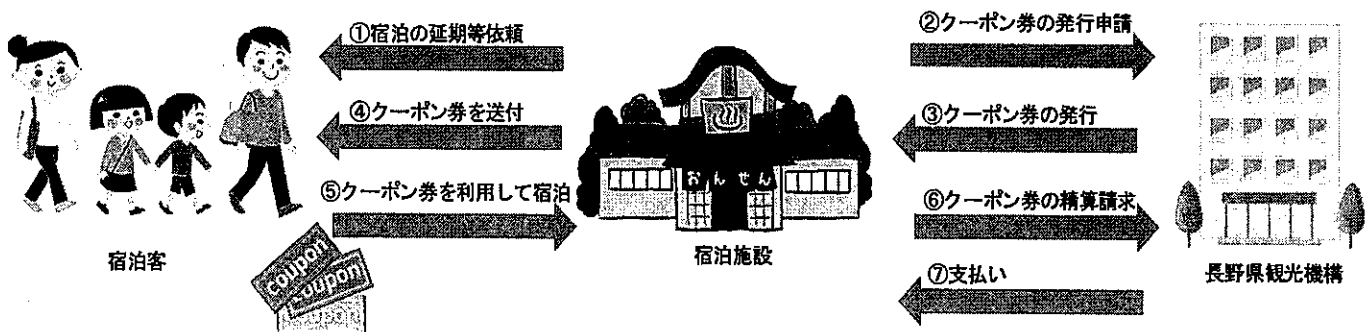
20名以下	40枚
21名以上50名以下	80枚
51名以上	120枚

- キャンセル等の対象宿泊期間は5月16日(土)から5月31日(日)までの宿泊分
- 4月23日以降、対象宿泊期間のキャンセル等を行ったものなら申請可能  
ただし、5月15日を起点として行ったキャンセル等の対象地域は以下のとおりです  
⇒ 5月15日以前に行ったキャンセル等は全ての県外客  
⇒ 5月16日以降に行ったキャンセル等は特定警戒都道府県のみ
- 利用期間は特定警戒都道府県解除後、別途お知らせする日から令和3年1月31日まで
- 利用後は宿泊事業者が利用済みクーポン券を添えて事務局へ精算請求  
クーポン券の精算代金は（一社）長野県観光機構から振り込みます

## 対象となる事業者（次のいずれも満たす必要があります）

- 県内に営業所のある旅館業法の許可事業者（風営法第2条第6項に規定する事業者を除く）※令和2年4月22日以前に開業しており営業の実態がある事業者
- 長野県が行う「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金」の支給決定を受けた（見込みを含む）事業者

## クーポン券利用の流れ



対象宿泊期間の考え方、申請方法等は裏面をご覧ください



## 対象宿泊期間等の考え方

キャンセル等の対象宿泊期間	← 5/16～5/31の宿泊分 →	
キャンセル等の時点	既にキャンセル等した対象宿泊期間の宿泊予約はキャンセル等を行った時点を4/23まで遡って申請可能 →	
キャンセル時の対象地域の範囲	5/15までに行ったキャンセル等は全ての県外客が対象 ← →	5/16以降に行ったキャンセル等は特定警戒都道府県(※)のみが対象 ← →
県からの依頼	休業の検討依頼期間	他県から人を呼び込まない運営の検討依頼期間
	4/23	5/15 5/16
		5/31

※5/18 現在、指定されている特定警戒都道府県は以下の8都道府県  
 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県  
 今後、特定警戒都道府県を解除された地域は対象外となります。

## クーポンの申請について

- 申請方法：郵送のみ
- 申請期間：5月20日(水)から6月19日(金)まで 消印有効
- 申請先：(一社)長野県観光機構  
 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内  
 「宿泊延期促進クーポン券」担当宛て
- 申請書類：①申請書  
 ②宿泊予約延期・キャンセル数を証明する書類  
 (例：宿泊予約管理台帳、インターネット上の予約管理画面等)
- クーポン券の発行：6月中旬以降、事務局から各宿泊施設あて送付します

## クーポンの精算について

- 提出方法：郵送のみ
- 精算期間：クーポン券利用後から令和3年2月12日(金)まで 消印有効
- 提出先：(一社)長野県観光機構  
 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内  
 「宿泊延期促進クーポン券」担当宛て
- 申請書類：①実績報告書  
 ②クーポン券(原本)  
 ③領収書のコピー  
 ④請求書

お問い合わせ先



(一社)長野県観光機構 販路・市場開拓部  
 電話 026-234-7219 FAX 026-232-3233

# 新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料

5月17日 16時現在 しあわせ益州

検査実施  
人数

2,433人

陰性

2,357人

陽性者数  
(累積)

76人

※うち8名は  
無症状  
病原体  
保有者

入院中

22人

重症

1人

退院等

54人

※うち8名は  
無症状  
病原体  
保有者

- ・県外からの患者受入・クルーズ船下船者を除きます。
- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な方またはICUで治療している方としています。

## 長野県内感染者発生状況

5月17日 16時現在 しあわせ益州

入院中の方 退院した方

同居

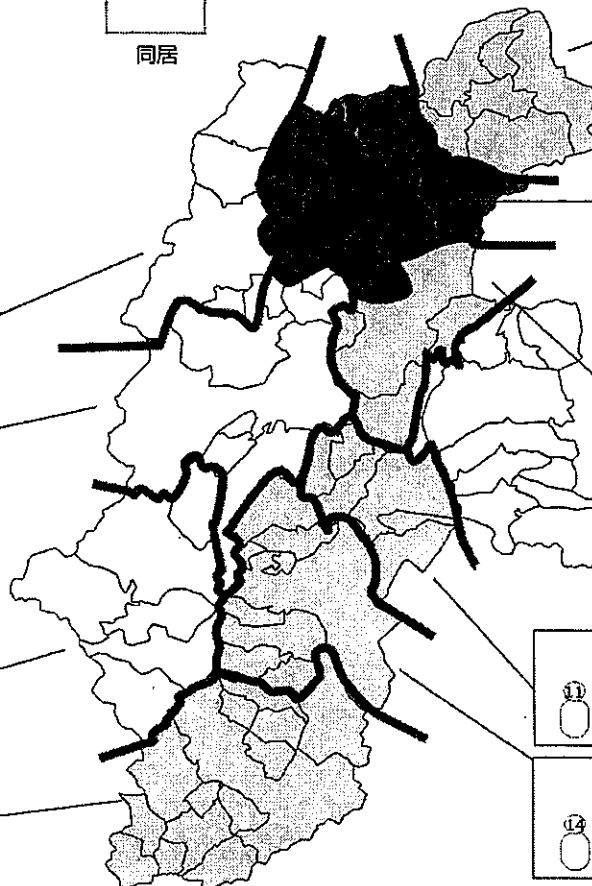
- ★ 感染源が推定できない例
- ? 感染源など調査中の例
- 無症状病原体保有者
- ▲ 再陽性
- 警戒宣言発令中の地域
- 入院中の方がいる地域

【大町保健所管内】

【松本保健所管内】  
① ② ③ ⑤ ⑧ ⑫ ⑫  
⑫ ⑫ ⑫ ⑫ ⑫

【木曾保健所管内】  
⑫ ⑫ ⑫ ⑫

【飯田保健所管内】  
⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦



【北信保健所管内】  
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

【長野保健所管内】

【長野市保健所管内】  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

【上田保健所管内】  
上田市  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

【佐久保健所管内】  
①

【諏訪保健所管内】  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

【伊那保健所管内】  
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

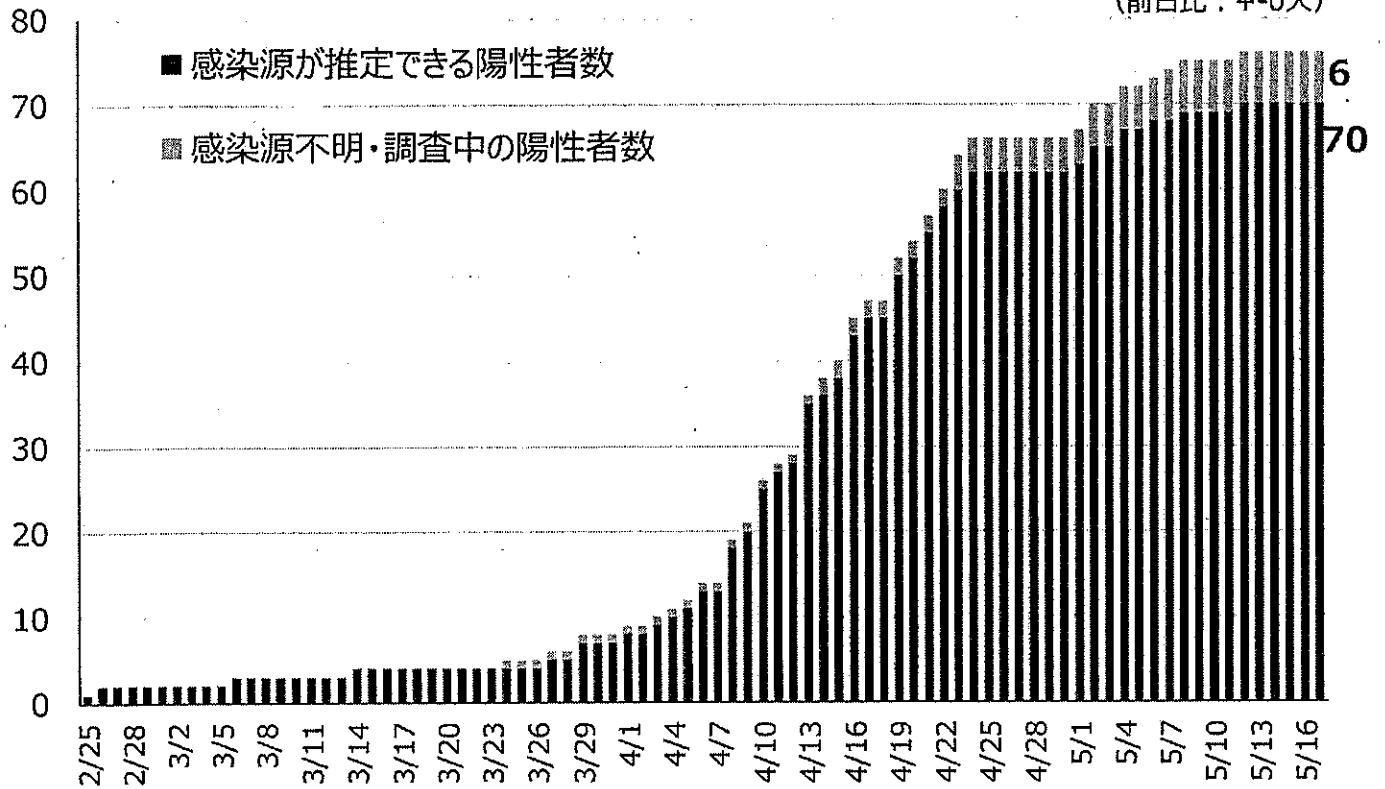
# 陽性者数の推移（累計）

5月17日 16時現在



陽性者累計 **76人**

(前日比: +0人)



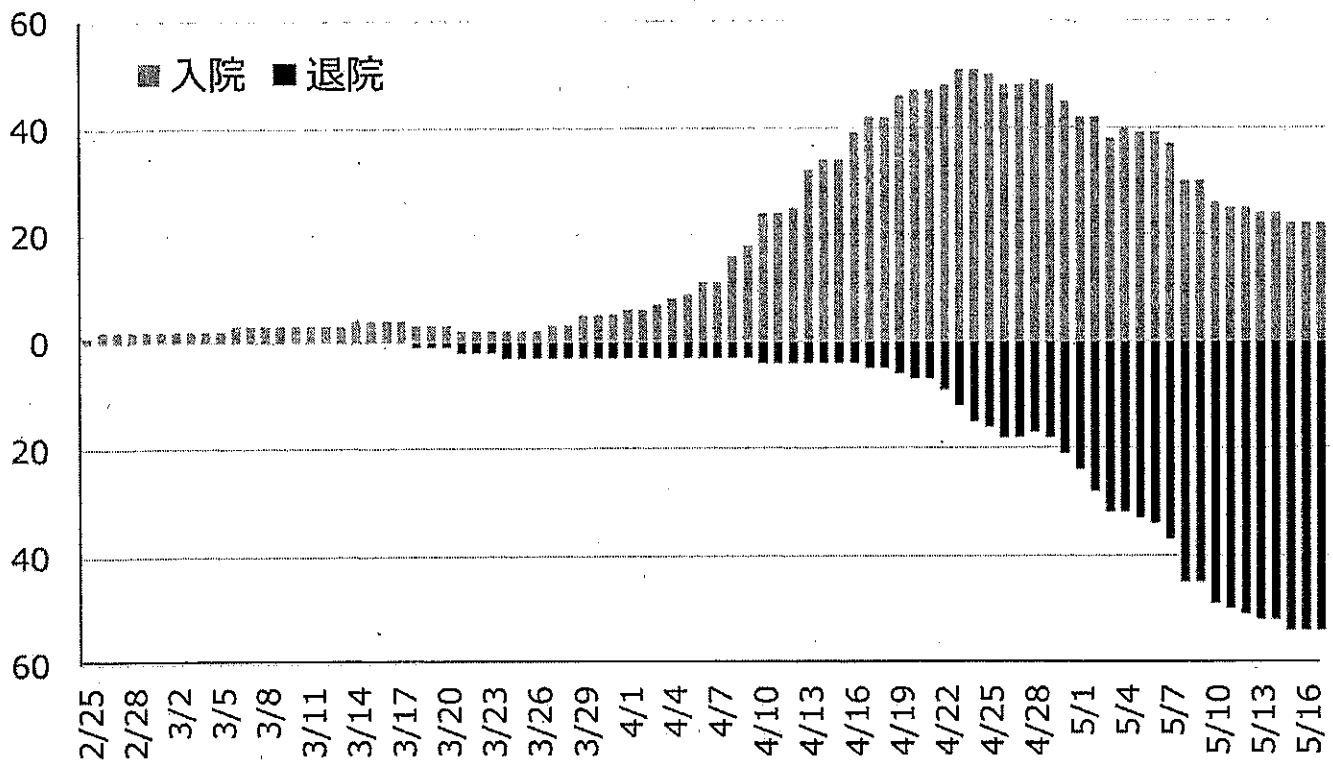
# 入退院者の状況（累計）

5月17日 16時現在



入院中 **22人**

(前日比: +0人)



# 検査実施数（日別）

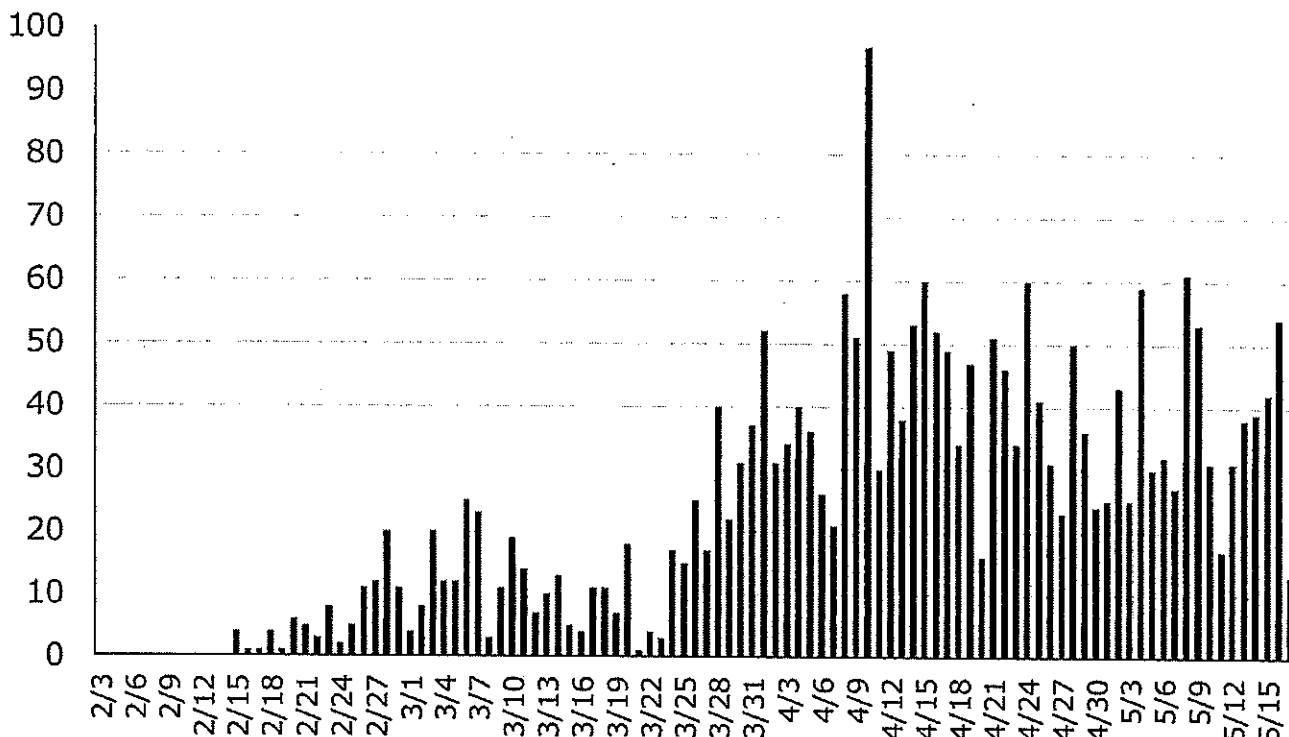
5月17日 16時現在



しあわせ徳島

※ 2月3日から県の検査機関で検査が可能となりました  
 ※ 陰性確認のための検査を除きます

**13人** 累計 **2,433人**  
 (前日比: △41人)



・医師が総合的に判断した結果、検査の実施が必要とされた患者についてはすべて検査を行っています。

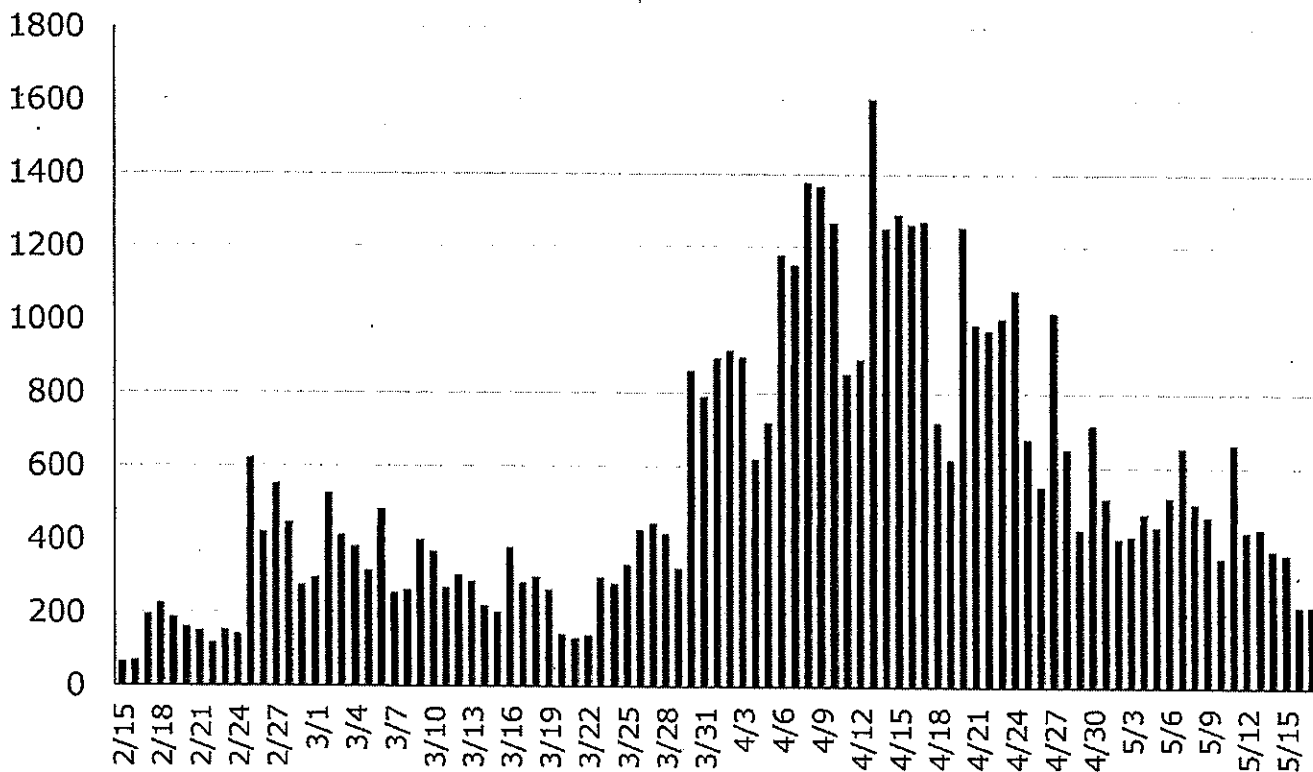
# 相談状況（日別）

5月17日 16時現在



しあわせ徳島

**225人** 累計 **52,699人**  
 (前日比: +3人)





「新しい生活様式」への移行を進めるための

# 今後の対応

令和 2 年（2020年）5 月19日（火）現在

## 目次

### 1 感染の状況

### 2 「新しい生活様式」への移行

### 3 STAY 信州

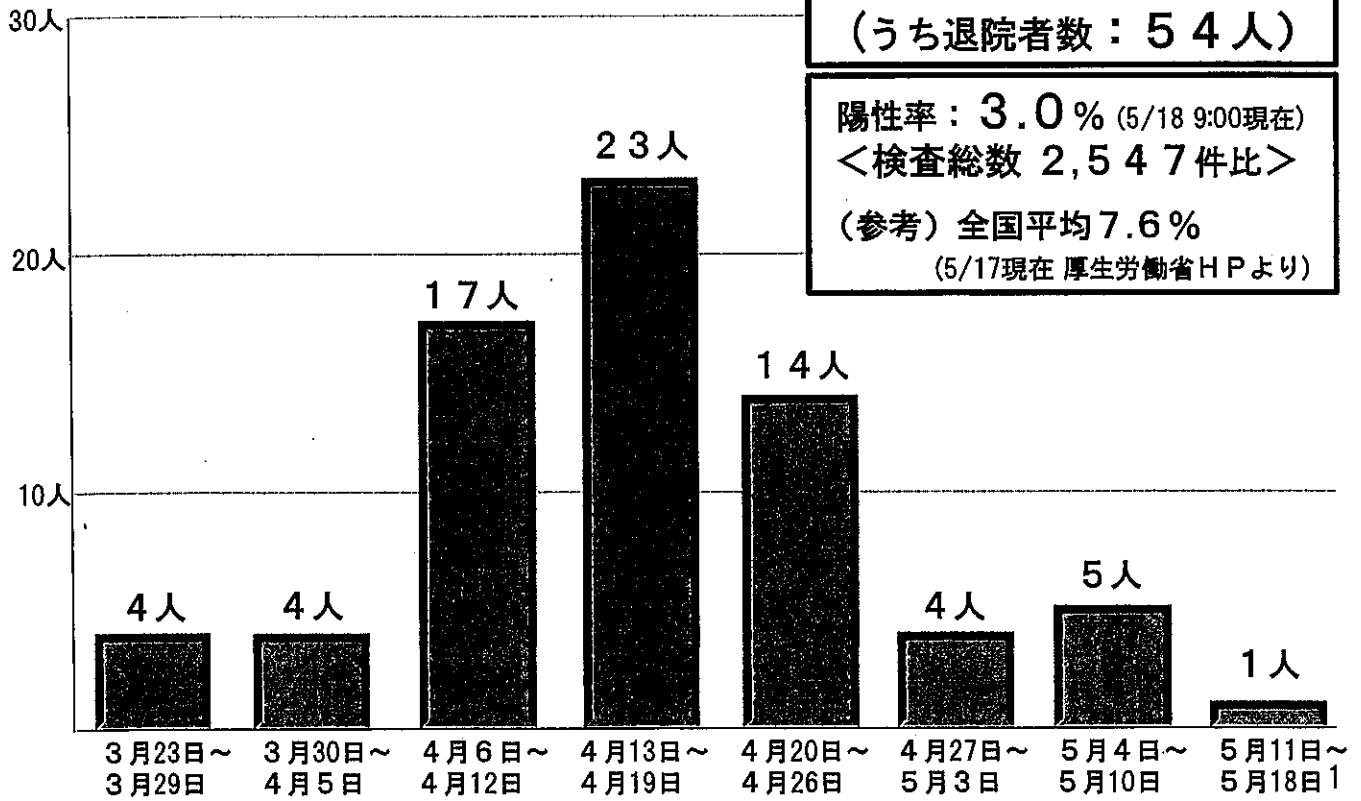
### 4 第 2 波への備え

# 県内の感染状況

## 比較的落ち着いている

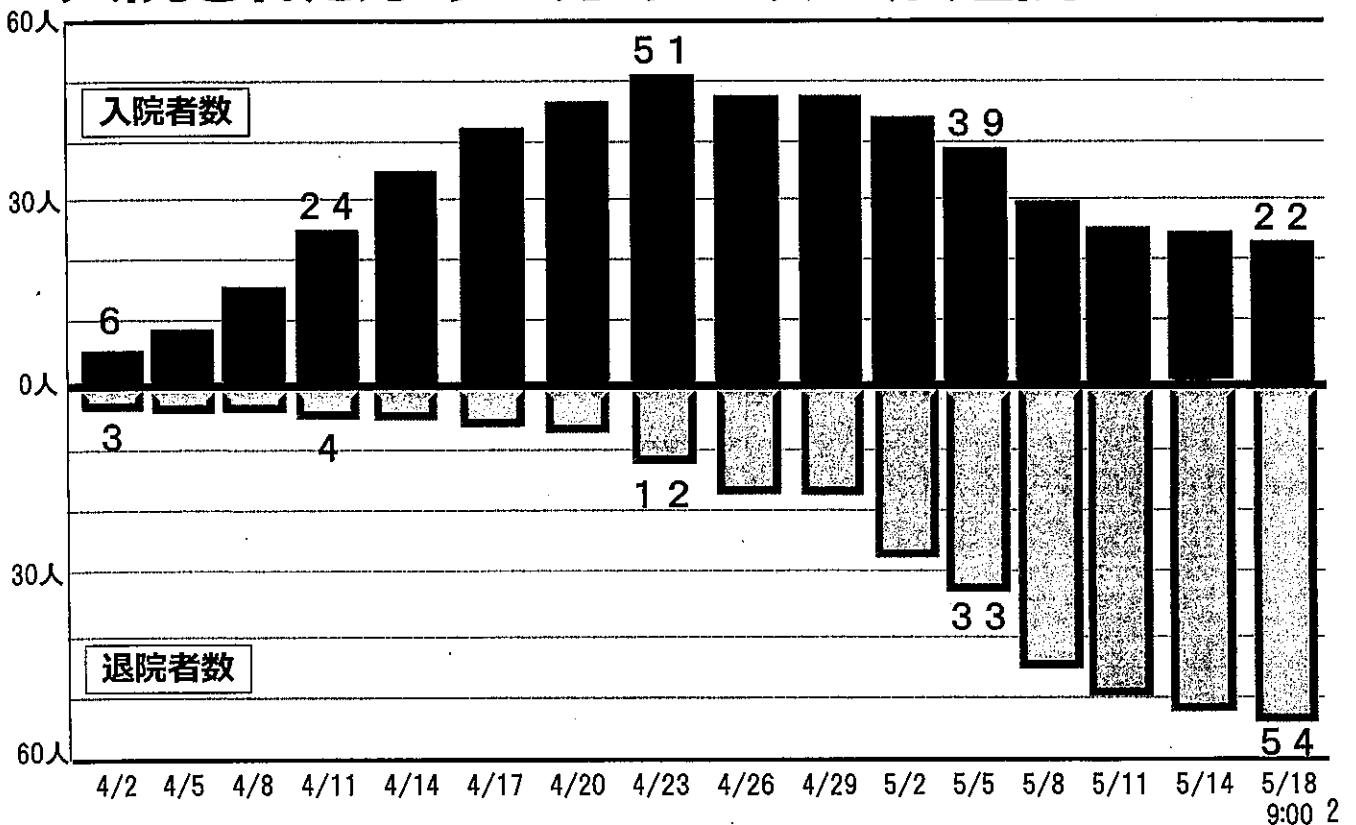
5月18日(月) 9:00現在  
 感染者数：76人  
 (うち退院者数：54人)

陽性率：3.0% (5/18 9:00現在)  
 <検査総数 2,547件比>  
 (参考) 全国平均7.6%  
 (5/17現在 厚生労働省HPより)



## 入退院者数 (5月18日 9:00現在)

### 入院された方の3分の2以上が退院



# しかし、ワクチン開発等までは コロナウイルスを意識した生活を

3

## 目次

1 感染の状況

2 「新しい生活様式」への移行

3 STAY 信州

4 第2波への備え



# 5月は「新しい生活様式」移行期間です

5/7~5/15

5/16から

県民

外出 徹底した外出自粛

基本的な対策を徹底したうえでの外出

・接触を減らす・人との距離確保・マスク着用

対策 「3密」回避／手洗い／  
ソーシャルディスタンス

継続

移動 県域をまたぐ移動自粛

STAY 信州

特定警戒都道府県との往来自粛

①接待を伴う飲食店等

休業の要請

休業の要請を継続（～5/21）

②観光・宿泊等

休業の検討の  
協力を依頼

特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営  
を依頼

③食事提供・遊技施設等

営業時間短縮、  
酒類提供時間の制限  
を要請

感染防止策を徹底し通常営業へ

④その他施設

感染防止策の徹底

継続

事業者

4

## 県民、事業者に対する対策徹底のお願い

### 県民の皆様

- ・ STAY 信州
- ・ 人との接触機会の低減や人と人との距離の確保
- ・ 3つの「密」をつくらない
- ・ 外出時や会話時のマスク着用

### 事業者の皆様

- ・ 入場者の制限
- ・ 施設内での物理的距離の確保
- ・ 定期的な消毒
- ・ 各業界の「ガイドライン」に基づく対策の徹底

5

# 事業者の皆様への支援

---

## 【「新しい生活様式」への対応促進をサポート】

事業の多角化等に対応する取組や「新たな生活様式」への対応を支援

＜双方の事業とも申請を受付中＞

### ○グループの取組み

- ・飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業【上限300万円】

### ○個別事業者の取組み

- ・コロナ特別対応型持続化支援事業【上限135万円】

(国制度への上乗せ補助)

6

## 目次

---

1 離業の状況

2 「新しい生活様式」への移行

3 STAY 信州

4 第2波への備え



# 「STAY 信州」のお願い

- ・身近な地域内での感染リスクの低い活動
- ・地域の支え合いから地域経済再生の輪を広げる



8 しあわせな時

## 「STAY 信州 地域支えあいキャンペーン」

【利用する】 宿泊施設や飲食店等を地元住民が率先利用

- 地域支えあい観光緊急事業  
地域の観光関係者の協働をサポート
- 「新型コロナ対策推進宣言の店」スタート  
適切な感染防止策を講じた事業者を応援



【購入する】 飲食店等が行うテイクアウト等を利用

- 「テイクアウト信州」キャンペーン  
テイクアウトやデリバリーで頑張っている飲食店を応援

【支える】 クラウドファンディングで事業者を支援

- 飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援事業  
食事券を販売する仕組み等を構築する事業者を支援

9

# 目次

## 1 感染の状況

## 2 「新しい生活様式」への移行

## 3 COVID-19 感染

## 4 第2波への備え



### 第2波への備えを着実に実施 ①

#### 医療提供体制 【41病院、300床】

令和2年5月15日現在

医療圏	重症患者		中等症患者・軽症患者		軽症患者・無症状 各医療圏での受入れが 困難となった場合に 一時的に受け入れる 医療機関	
	病床数	医療機関	病床数	医療機関	病床数	医療機関
佐久	33 ECMO 8床	信州大学 医学部 附属病院  長野県立 こども病院  以下12	25	感染症指定 医療機関  受入協力 医療機関	50	
上小			13			
諏訪			31			
上伊那			20			
飯伊			15			
木曾			6			
松本			44			
大北			15			
長野			39			
北信			9			
合計			33床			

宿泊  
施設

200人  
以上の  
受入れ  
に目途

※ 病院数については重複があります。

## 第2波への備えを着実に実施 ②

### 検査体制

4月当初、88検体/日の検査体制

5月15日現在

250検体/日の検査が可能

	機関名	1日あたり 検査可能検体数
1	環境保全研究所	48
2	信州大学医学部 附属病院	30
3	長野市保健所 環境衛生試験所	24
4	県内検査機関等	148
合計		250

今後は

- 300検体/日の検査数を目標に体制整備を推進

- 「新型コロナウイルス感染症外来・検査センター」

設置済：伊那、松本、長野  
5月中設置予定：  
佐久、上田、飯田

- 医師が必要と判断する検査確実に実施  
(濃厚接触者、医療従事者、福祉施設職員を優先)
- 保健所支援チームによる現場のサポート

11

## 県としての医療資材の備蓄及び配布 第2弾

すでに手配した下記医療資材に加え、防護服を備蓄・配布

- ・ N95マスク (60,000枚)
- ・ フェイスシールド (15,000個)
- ・ アイソレーションガウン (51,000着)

種類	備蓄・配布数	
<b>防護服</b>	<b>40,000 着</b>	
	施設の種類	配布予定数
	医療機関・福祉施設	30,000 着
	軽症者受入施設、新型コロナウイルス感染症外来・検査センター	10,000 着

引き続き、県として資材の備蓄の充実、迅速な配布に取り組む

12

# 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル



令和2年5月15日改定

- ・レベルは、基本的に10広域ごとに判断する
- ・感染者数等の状況を踏まえ、全県的にレベルを引き上げる場合がある

	レベルの内容	レベルに応じた対応策
Level 1 <b>域内発生早期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染経路特定（推定）状態</li> </ul>	「新しい生活様式」の定着促進
Level 2 <b>域内感染発生期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染経路不明者発生</li> <li>・クラスター発生のおそれあり</li> </ul>	「新型コロナウイルス警戒宣言」の発令  ・住民により慎重な行動を要請
Level 3 <b>域内まん延期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記レベル2の事例が3件以上発生</li> <li>・クラスター多数発生</li> </ul>	「広域非常事態宣言」の発令  ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用停止（休業）要請 ・県立学校、県有施設の休業